

東北生活文化大学高等学校通信制課程 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の定めに従い、単位制による通信制(広域)の高等学校として中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、東北生活文化大学高等学校という。

(位置)

第3条 本校は、 仙台市泉区虹の丘1丁目18番地に置く。

第4条 本校の課程、修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	学年相当定数	定数	備考
単位制による 通信制課程	普通科	3年以上	100人	300人	共学

2 通信教育を行う区域は、宮城県、福島県、山形県、岩手県の4県とする。

第2章 学期及び休業日

(学期)

第5条 学期は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学期を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(4) 創立記念日 10月27日

(5) 学年始休業日 4月 1日から4月 7日まで

(6) 夏季休業日 7月25日から8月21日まで

(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月 7日まで

(8) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

- 2 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に学習指導等を行うことがある。

第3章 教育課程、学習指導、学習の評価及び卒業等

(教育課程)

第7条 本校の教育課程は、学習指導要領に定める基準により、校長が編成し、別表のとおりとする。

(学習指導)

第8条 学習指導は、校長が編成する教育課程に基づき、教科用図書、通信教育用学習図書、その他の教材の使用による学習並びに添削指導、面接指導、試験等の方法により行うものとする。

- 2 同時履修科目数の限度、科目別履修期間、放送の利用については、校長が定める。

(面接等の指導)

第9条 生徒は、本校において定められた時数の面接等の指導を受けなければならない。

(学習の評価)

第10条 学習評価の方法は、校長が定める。

(単位の認定)

第11条 校長は、添削指導、面接指導、試験等の成績を総合判定し単位修得を認定する。

- 2 校長は、単位修得の認定をした生徒に、単位修得証を交付することができる。

(卒業の認定)

第12条 校長は、卒業に必要な本校所定の全課程を修了したと認めたものについて、3月もしくは9月に卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第4章 入学、留学、休学、退学、転学及び除籍

(入学資格及び入学時期)

第13条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が指定した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) その他、本校において、中学校の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

2 入学の時期は、毎年4月と10月を基本とする。

(生徒募集の広告)

第14条 生徒募集に関して必要な事項については、校長が定め、毎年あらかじめこれを告示する。

(出願手続)

第15条 入学志願者は、入学願書及び必要書類を指定期日までに校長に提出しなければならない。

(入学者の選抜及び入学許可)

第16条 校長は、入学志願者に対し、入学者の選抜を行う。

2 前項の規定による選抜は、調査書・その他必要な書類等を資料として行う。

第17条 校長は、前項に規定する入学者の選抜の結果、適当と認められる入学志願者に対し、入学を許可する。

(入学手続)

第18条 入学を許可された者は、所定の時期までに、誓約書・その他必要な書類に、本人及び保護者の住民票を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、満18才を超えた者は、保証人及び本人とする。

(編入学及び転入学)

第19条 校長は本校に編入学又は転入学を希望する生徒がある場合は、その事情及び学力を審査した上で、これを許可することができる。

(再入学)

第20条 校長は、一旦転学又は退学した者が再入学を願い出た場合は、転学又は退学後2年以内であって、その事由が正当であると認められたときに限り、当該生徒を再入学させることができる。

(保護者及び保証人)

第21条 保証人は、父母又は未成年後見人とし、当該生徒が成年の場合は、父母又は親族、あるいはこれに準ずる独立の生計を営む者で保証人としての責務を果すことができる者でなければならない。

2 保証人は、保証する生徒の在学中の行為及び身上について、本人と連帯して一切の責任を負うものとし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。

3 保証人は、学則に定めた保証する生徒の在学中に支払うべき納付金（授業料、施設設備費、教材実習費）の納付について、本人と連帯して支払うことを保証するものとする。

第22条 校長は、保証人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

第23条 保証人に変更があった場合は、生徒は速やかに校長に変更の届け出を行い、かつ改めて誓約書を提出しなければならない。

2 保証人が、転籍、転居、氏名変更又は改印したときは、生徒は速やかに校長に届出なければならない。

(留学)

第24条 生徒が外国の高等学校へ留学しようとする場合は、校長に留学を願い出ることができる。

2 校長は、前項の願い出が教育上有益と認められるときは、1年以内の期間で留学を許可することができる。

3 その他留学に関する規定については、別に定める。

(休学)

第25条 生徒が、病気その他やむを得ない事由のため3か月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保証人と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。

ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 校長は、前項の願い出が正当なものと認められるときは、2年以内の期間で、休学を許可することができる。

(復学)

第26条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を具し、保証人と連署して、校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第27条 生徒が退学しようとするときは、事由を具し、保証人と連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転学)

第28条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、事由を具し、保証人と連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 その他転学に関する規定については、別に定める。

(出校停止)

第29条 校長は、面接指導、学校行事等の実施にあたり、生徒が感染症にかかり若しくはそのおそれがある時は出校停止を命じることができる。

(除籍)

第30条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍することができる。

- (1) 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた者
- (2) 休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 入学手続き完了者で、就学意思がない者
- (4) 死亡した者又は不明となった者

第5章 生徒納付金等

(生徒納付金)

第31条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は、別表のとおりとする。

2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、年度の始めに年度分の前納、もしくは、前期・後期ごとに、各期分を前納しなければならない。

3 既納の生徒納付金は返還しない。ただし特別な事情があると校長が認めたときは、全部又は一部を返還することができる。

(生徒納付金の免除)

第32条 校長は、生徒に特別な事情があるときは、別に定めるところにより、授業料及び諸経費の全部又は一部の納入を免除することができる。

(物品の弁償)

第33条 校長は、生徒が、本校、協力校及び面接指導実施施設の校舎若しくは校有物品を損傷又は紛失した場合には、その情状により、その全部もしくは一部を弁償させることができる。

第6章 賞 罰

(表彰)

第34条 校長は、学業、人物、その他に優れ、他の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第35条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 生徒に対して行う懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 前項に規定する退学の処分は、次の各号に該当する生徒に対して行うことができる。

(1) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく、学習指導に定める科目の履修が常でない者

(3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(4) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

第7章 職員組織

(職員)

第36条 本校に次の職員を置く。

(1) 校 長

(2) 副 校 長

(3) 指導教諭

(4) 教 諭

(5) 特別支援コーディネーター

(6) スクールカウンセラー

(7) 養護教諭

(8) 事務職員

2 本校には、前項に掲げる職員のほかに、必要な職員を置くことができる。

第8章 寄宿舍

(寄宿舍)

第37条 寄宿舍は設けない。

第9章 補則

(改定)

第38条 本学則は、改定することができる。

2 学則改定内容は、本校のホームページに掲載する方法により周知する。

(補則)

第39条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

(単位：年額)

納付金	項目	費用	備考
生徒納付金	選考料	0 円	
	入学金	30,000 円	入学時のみ(すでに入学した生徒は徴収しない。)
	授業料	1 単位 8,000 円	年度始めに全納、事情により分納可1年次は26単位、2年次以降は、個々人によって異なる。必要修得単位数は、74単位以上である。
	教育充実費	30,000 円	
	施設設備費	30,000 円	
	その他	20,000 円	

教 育 課 程 表

教 科	科 目	標準 単位数	開講 単位数	1年次	2年次	3年次	必修 科目	スクーリング 回数	レポート 回数
国語	現代の国語	2	2	2			○	2	6
	言語文化	2	2	2			○	2	6
	論理国語	4	4		4			4	12
	国語表現	4	4		4			4	12
地理 歴史	地理総合	2	2	2			○	2	6
	地理探究	3	3		3			3	9
	歴史総合	2	2	2			○	2	6
	日本史探究	3	3		3			3	9
公民	公共	2	2	2			○	2	6
	政治・経済	2	2		2			2	6
数学	数学基礎	2	2	2			学校設定科目	2	6
	数学I	3	3	3			○	3	9
	数学II	4	4		4			4	12
	数学III	3	3			3		3	9
	数学A	2	2	2				2	6
	数学B	2	2		2			2	6
	数学C	2	2			2		2	6
理科	科学と人間生活	2	2	2			※	8	6
	物理基礎	2	2	2			※	8	6
	物理	4	4		4			16	12
	化学基礎	2	2	2			※	8	6
	化学	4	4		4			16	12
	生物基礎	2	2	2			※	8	6
	生物	4	4		4			16	12
	地学基礎	2	2	2			※	8	6
	地学	4	4		4			16	12
体育	体育	7～8	7	2	2	3	○	35	7
	保健	2	2	2			○	2	6
芸術	音楽Ⅰ	2	2	2			※	8	6
	美術Ⅰ	2	2	2			※	8	6
英語	英語基礎	2	2	2			学校設定科目	8	6
	英語コミュニケーションⅠ	3	3	3			○	12	9
	英語コミュニケーションⅡ	4	4		4			16	12
	英語コミュニケーションⅢ	4	4			4		16	12
	論理・表現Ⅰ	2	2		2			8	6
家庭	家庭基礎	2	2	2			○	4	4
情報	情報Ⅰ	2	2	2			○	4	4
総合的な探究の時間		3～6	3	1	1	1	○	3	3
単位数				最大 39	最大 39	最大 39	卒業までに必要な単位数74単位以上 卒業までに必要な特別活動時間30時間以上		

※ 「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目

※ 「音楽Ⅰ」・「美術Ⅰ」より1科目